

(別紙)

補助対象経費 参考例

※おおまかな例です。ご不明な点はお問い合わせください。

経費費目	補助対象となるもの	補助対象にならないもの
消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・スコップ、スノーダンプ等の除雪用具・除雪機の部品 (バッテリーやピン等)・除雪機器燃料用給油缶・作業中の水分補給のための飲料 (アルコール飲料は除く)・融雪剤	<ul style="list-style-type: none">・個人の所有となる物品の購入経費・作業中の水分補給以外の飲食費
修繕費	<ul style="list-style-type: none">・除雪機等除雪用具の修理費 (個人から借用したものでも可)・除雪機の点検費	<ul style="list-style-type: none">・建物、設備の修繕費 (集会所、ゴミステーション、有線放送設備等)
燃料費	<ul style="list-style-type: none">・除雪機燃料費・除雪、排雪に要した車両燃料費	
委託料	<ul style="list-style-type: none">・除雪業者委託費 (除雪、排雪を含む)	<ul style="list-style-type: none">・町内会員の労力に対する報酬、謝礼 (※ただし、機械操作に資格が必要な機械の操作を依頼した町内会員への報酬・謝礼は対象とします。対象は大型除雪機であり、市が貸与している小型の除雪機等は対象外です。)
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">・除雪機、除雪用具借り上げ料・トラック借り上げ料・排雪場所使用料 (上記3点につき、個人から借用したものでも可)	
備品購入費 (単価1万円以上のもの)	<ul style="list-style-type: none">・除雪機購入費	<ul style="list-style-type: none">・個人の所有となる備品の購入経費
その他		<ul style="list-style-type: none">・国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業・政治的、宗教的施設の除雪・事故による賠償金

◆ 対象となる経費

- ・ 大雪時 (大雪注意報の発表日以降) に町内会等で行った除雪活動の経費 (事前準備を含む)

◆ 対象とならない経費 ※ 以下の場合、事前準備に要した経費も対象外となります。

- ・ 大雪注意報発表前の除雪活動の経費 (大雪による町内会等の負担軽減が目的のため)
- ・ 大雪注意報が発表された日以降に除雪活動を行わなかった場合の経費